

療養病床転換意向等調査結果（概要）

- ① 調査結果のポイント
- ② 介護療養病床、医療療養病床25:1について
- ③ 介護医療院について

① 調査結果のポイント

1 許可病床数について

- ・設置期限のある「**医療療養 25:1**」が減少。 ⇒ おおむね本則の「医療療養20:1」へ移行
- ・転換状況は、圏域によって差が見られる。

2 転換先意向について

- ・「未定」の病床数が減少。
- ・「**介護医療院**」の増加（特に県西部地域）

② 「介護療養病床」「医療療養病床25:1」について

- ・「介護療養病床」及び「医療療養病床25:1」の設置期限は、2023年度末まで延長された。

※延長の考え方：

療養病床の転換に当たっては、報酬改定が経営へ与える影響や、医療計画・介護保険事業計画との関係も考慮する必要があることから、次回の診療報酬・介護報酬の同時改定かつ、両計画改定を行うタイミングで再度検討等を行うことが適当。

- ・本県では、両類型ともに転換が進んでいる。

<介護療養病床>

H29：1,711床 ⇒ H30：1,431床（▲ 280床）

<医療療養病床 25:1>

H29：2,327床 ⇒ H30：349床（▲1,978床）

③ 介護医療院について

<現状>

- ・介護医療院は平成30年4月に制度創設された。
- ・本県では平成30年11月現在、6施設451床が開設している。
- ・転換元は、介護療養病床325床、医療療養病床66床、介護療養型老人保健施設（転換老健）60床となっている。

静岡県内の介護医療院開設状況（平成30年11月1日現在）

所在市町	名 称	人員基準	開設年月日	転換元	療養床数
浜松市	介護医療院 有玉病院	I 型	H30. 6. 1	介護療養病床	58床
浜松市	介護医療院 西山ナーシング	I 型	H30. 8. 1	介護療養病床	164床
浜松市	湖東ケアセンター	I 型	H30. 9. 1	介護療養型老人保健施設 (転換老健)	60床
浜松市	天竜すずかけ病院・介護医療院	II 型	H30. 10. 1	医療療養病床	55床
函南町	介護医療院 伊豆平和病院	II 型	H30. 11. 1	介護療養病床 医療療養病床	60床
浜松市	介護医療院浜北さくら台	I 型	H30. 11. 1	介護療養病床	54床
計	6施設				451床

(I 型:介護療養病床相当、II 型:老健施設相当以上)

<地域医療構想との関係>

- ・地域医療構想において、介護医療院は「在宅医療等」の区分となる。
- ・このため、療養病床が介護医療院へ転換すると、「慢性期」の病床数は減少し、「在宅医療等」は増加する。

⇒ 慢性期機能及び在宅医療等の検討において、療養病床を有する医療機関の転換意向が重要となる。

<介護医療院等への転換に伴う病床数のイメージ>

高度急性期		高度急性期
急性期		急性期
回復期		回復期
慢性期		慢性期
医療療養25対1 介護療養等	転換	介護医療院等

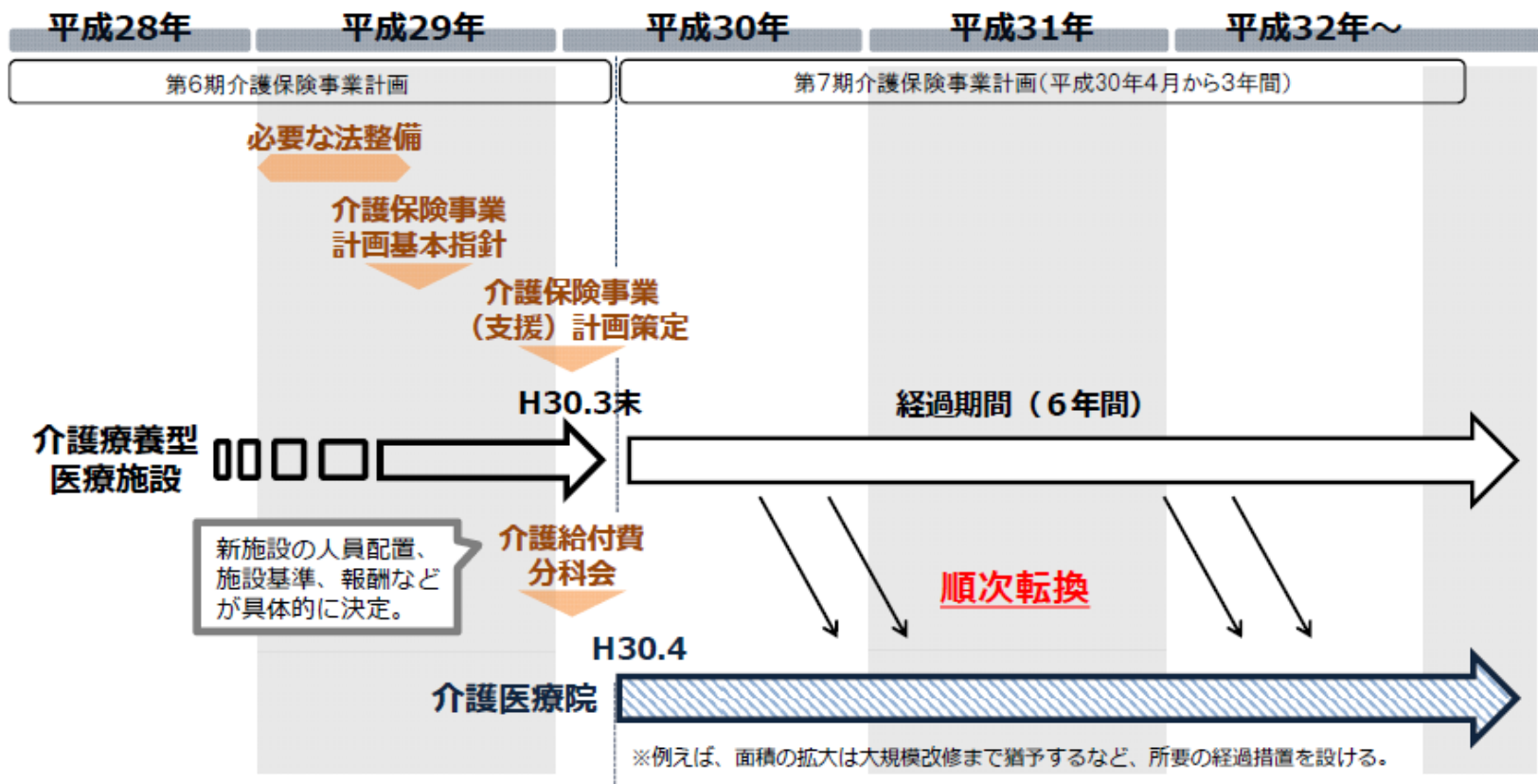
<介護医療院への転換について>

- ・医療療養病床及び介護療養病床、転換老健から介護医療院への転換は、介護保険事業支援計画の「総量規制」の対象とならない。
(一般病床からの転換は、「総量規制」の対象となる。)
- ・このため、まずは医療療養病床及び介護療養病床が、介護医療院への転換候補として想定されている。
- ・今年度調査における介護医療院への転換意向は1,178床であり、昨年度の478床から700床の増加。また、転換意向「未定」の病床数は1,486床であり、介護医療院への転換は今後も増加することが想定される。

⇒ 地域医療構想の推進、在宅医療等の充実に向けて、療養病床の転換意向を今後も継続的に確認していく必要がある。

介護医療院に関するスケジュールのイメージ

- 介護医療院の創設に向けて、設置根拠などにつき、法整備を行った。
- 平成29年度末で設置期限を迎えることとなっていた介護療養病床については、その経過措置期間を6年間延長することとした。



「第7期介護保険事業（支援）計画における療養病床、介護医療院等の取扱いに関する基本的考え方について」より抜粋

（平成29年8月10日付け事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課）

（1）療養病床からの転換に係る必要入所定員総数等

市町村介護保険事業計画における認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数並びに都道府県介護保険事業支援計画における介護専用型特定施設入居者生活介護等に係る必要利用定員総数（混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定めた場合は、その必要利用定員総数を含む。）及び介護保険施設に係る必要入所定員総数には、医療保険適用の療養病床（以下「医療療養病床」という。）及び指定介護療養型医療施設が、これらの事業を行う施設等へ転換する場合における当該転換に伴う利用定員、入所定員の増加分は含まないものとする。

（2）介護老人保健施設から介護医療院への転換に係る必要入所定員総数

平成18年度以降、医療療養病床及び指定介護療養型医療施設からの転換を促進してきた経緯に鑑み、介護医療院に係る必要入所定員総数には、介護老人保健施設（平成18年7月1日から平成30年3月31日までに医療療養病床又は指定介護療養型医療施設から転換して許可を受けたものに限る。）が介護医療院に転換する場合における当該転換に伴う入所定員の増加分は含まないものとする。